

平成23年度第2回千葉市図書館協議会議事録

- 1 日 時 平成24年3月22日(木) 14時00分～15時50分
- 2 場 所 千葉市消費生活センター 3階 研修講義室
- 3 出席者
 - (1) 委員
齊藤誠一 委員長、佐藤尚武 委員、永野明子 委員、井上真理 委員、十倉典子 委員、高梨綾子 委員、溝添周二委員
 - (2) 事務局
入江中央図書館長、山本みやこ図書館長、古川花見川図書館長、山本稲毛図書館長、土橋若葉図書館長、星野美浜図書館長、田中中央図書館管理課長、今井中央図書館情報資料課長、以下中央図書館管理課 笠原企画運営係長、酒寄主任主事、後藤主任主事
 - (3) 傍聴人
8人
- 4 議 題
 - (1) 平成24年度予算及び事業計画について
 - ア平成24年度予算について
 - イ平成24年度千葉市図書館の事業計画について
 - (2) 千葉市図書館設置条例及び千葉市図書館管理規則の一部改正等について
 - (2) 報告事項
 - ア千葉市図書館設置条例の一部改正について
 - イ千葉市図書館管理規則の一部改正等について
 - (3) 図書館評価に係る部会の設置について
- 5 議事の概要
 - (1) 報告事項
 - ア 平成24年度予算について
平成24年度当初予算について事務局から説明
 - イ 平成24年度千葉市図書館の事業計画について
平成24年度の基本的な事業方針及び重点事業について事務局から説明
 - ウ 千葉市図書館設置条例の一部改正及び千葉市図書館管理規則の一部改正等について
改正の趣旨及び内容について事務局から説明
 - エ ア～ウについての質疑応答
 - (2) 協議事項
 - ア 図書館評価に係る部会の設置について
図書館評価に係る部会の設置及び図書館評価のスケジュール等を事務局から説明
 - イ アについての質疑応答・協議
- 6 会議経過
<開 会>
 - 委員長あいさつ
 - 中央図書館館長あいさつ

- 定足数の確認（図書館協議会委員7名の出席をもって成立）
- 会議の公開についての説明

<議 事>

(1) 報告事項

委員長 それでは、これより協議に入らせていただきます。次第に沿って進めていきますが、まず、会議次第の議事の（1）平成24年度予算及び事業計画について、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局 以下のとおり報告

ア 平成24年度予算及び事業計画について

〔平成23年度第2回千葉市図書館協議会資料〕により説明〕

(ア) 平成24年度当初予算について（1ページ）

図書館管理運営費でございますが、平成24年度当初予算額が7億1千256万1千円で、前年度比3千231万3千円の減でございます。主な増減の内容でございますが、図書資料整備費が平成24年度当初予算額で1億536万5千円で前年度比1千712万1千円の増でございます。次に新規の事業でございますが、読書環境整備計画調査ということで、26万1千円でございます。

次に図書館システム関係で、平成24年度当初予算額が、2億369万5千円で、前年度比3千818万円の減でございます。図書館改修ですが、みやこ図書館の空調設備改修でございまして、310万円で前年度が若葉図書館で屋上防水改修工事を行いました、それが1千万円ございまして、その差額が690万円でございます。

次に読書環境整備計画（仮称）の説明をさせていただきます。この計画は良好な読書環境を整備するためICTの活用や施設の機能更新など、読書環境の整備に関わる計画を策定するものでございます。24年度は市民意識調査や有識者からの意見聴取などを実施するもので、先ほどの主な増減の読書環境整備計画調査の26万1千円は有識者からの意見聴取に要する費用でございます。計画の主な内容でございますが、1. 図書館サービスの提供方法・体制、2. ICT化への対応方針や導入計画、3. サービス拡充の内容が主な内容でございます。1. 図書館サービスの提供方法・体制については、一つには新たな図書館サービス施設の拠点の整備、既存施設の機能更新を検討したいと考えております。

次に、2. ICT化への対応方針や導入計画ですが、ICT機器、電子書籍等の導入、利活用を検討したいと考えております。3. サービス拡充の内容ですが、現在も運行しております移動図書館等のこれからのサービス展開と新たなサービスというものを検討したいと考えております。

策定スケジュールでございますが、平成24年度は基礎調査、その内容

は人口動態など基礎データの把握、市民意識調査などを実施し、それから有識者への意見聴取を行いまして年度内には計画骨子案の作成を考えております。その中で図書館協議会の協議をお願いしたいと思います。

平成25年度は段階に応じた有識者への意見聴取を行いまして、計画素案の作成し、段階に応じて図書館協議会で協議をしていただきたいと考えております。その中で市民意見募集、最終的にはパブリックコメントの手続きを経ましての計画策定のスケジュールを考えております。この計画の策定後、平成26年度にこの計画の実施項目が固まったものを次の千葉市基本計画、千葉市第2次実施計画に位置づけたいと考えております。

2ページをお願いします。次に平成24年度千葉市図書館の事業計画についてでございます。

千葉市図書館サービスプラン2010の3つの目標を達成するため、平成24年度の基本的な事業方針に基づき、サービスプラン2010の6つの方針に沿った事業を展開するとともに、サービス推進のための経営資源の充実を図るという計画内容でございまして、この24年度の基本的な事業方針でございしますが、図書資料の整備を進め、身近で頼れる市民の図書館として充実した図書館サービスを提供するとともに、積極的な情報発信を行うことにより、図書館の利用促進を図る。また、良好な読書環境を提供するための計画実施に向け、読書環境整備計画の策定に着手するというところでございます。

次に、平成24年度の重点事業でございしますが、サービスプラン2010の6つの方針毎に計画をしております。

まず、方針1「図書館サービスの基本である資料の収集・提供機能を拡充します」についてです。

資料費を有効に活用し、図書資料の充実を図り、利用者に提供します。その内容ですが、新刊図書をはじめとした図書資料の計画的な収集を進め、平成23年度の光をそそぐ交付金を活用して進めましたが、その中の学校向け団体貸出図書などを継続して整備しまして利用者の要望にこたえたいと考えております。また、電子書籍など新たな情報媒体への対応について、引き続き検討します。その他の主な事業ですが、移動図書館車によるサービス、図書館業務に関する専門研修を計画しております。

次に方針2「課題を解決するためのサービスに取り組みます」ということで、市民の課題解決を支援するためレファレンスサービスの充実を図ります。本年3月にホームページをリニューアルしましたが、その図書館ホームページのコンテンツの中の調べ物相談に新たにレファレンス事例集を掲載するとともに、職員のレファレンス技術向上のため、レファレンス研修を実施します。また、中央図書館に新たにビジネス支援コーナーを設置し、また、図書館に来館することが困難な高齢者に対するサービスとして高齢者施設へ

の図書の貸出の事業化に向け具体的な検討に着手します。その他の主な事業として障害者サービス等でございます。

次に方針3「図書館から積極的に情報を発信します」についてです。

図書館の利用を促進するため、図書館ホームページのコンテンツを充実するなど、積極的な情報発信を図ります。

ホームページのリニューアルに合わせて、新たなコンテンツとして立ち上げました図書館NOW!では時節の話題や中央図書館で実施している企画展示などを取り上げ、さらに掘り下げた情報提供を行っていますが、今後は地区図書館の企画展示を取り上げるなど、さらに内容を充実してまいります。

また、図書館市民講座などの各種講座について市民の関心の深いテーマを選定するなど、図書館の利用促進につながる内容とするため、さらなる工夫を図ります。

その他、主な事業でございますが、著作権セミナーですが、文化庁、千葉県、千葉市の共催により来年7月18日に実施いたします。

方針4「子どもの読書活動を推進します」ですが、子ども読書まつりをはじめ、「千葉市子ども読書活動推進計画（第2次）」に基づき実施する各種事業の内容の更なる充実を図ります。平成24年度は、子ども読書まつりを「政令指定都市20周年記念事業」として位置付け、生涯学習センターや学校、市民団体などとの連携により、魅力あるイベントを企画・実施します。

また、地域おはなしボランティアにつきましては、活動の場の拡大を図るとともに、スキルアップ研修を引き続き実施、さらに、登録者の減少に対応するため、地域おはなしボランティア養成講座を実施しまして、ボランティアを新たに育成します。その他、主な事業については、おはなし会などの事業を実施いたします。

方針5「他の図書館や関係機関と連携協力します」ですが、他の図書館との連携・協力をさらに推進します。平成24年3月から国立国会図書館のレファレンス協同データベースに千葉市のレファレンス事例掲載を開始しましたが、今後も引き続き登録事例を増やしてまいります。

また、今年1月に設置されました「九都県市首脳会議 知識・情報資源としての図書館利活用研究会」に参画しまして、構成の都県市の図書館との広域的な連携などについて検討してまいります。その他、主な事業はご覧のとおりでございます。

方針6「市民参加と協働による図書館づくりをめざします」ですが、市民の図書館活動への参加機会の提供に向け、引き続き検討を進めてまいります。本年3月に施行実施いたしました「中央図書館見学ツアー」を平成24年度から本格的に実施しまして、市民が図書館業務の現状や課題などに関する

る理解を深めるための機会を提供しますとともに、図書館業務における市民ボランティアの活動領域などに関する検討を進めてまいります。

また、今年7月に図書館協議会委員が改選をむかえますが、その際、公募委員を増員いたします。その他、主な事業はご覧のとおりでございます。利用者アンケート、インターネットモニターアンケートを引き続き実施してまいります。

最後に、「サービスプラン推進のための経営資源」についてですが、先ほど説明いたしました、読書環境整備計画調査、それからみやこ図書館の改修を実施いたします。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ただ今、平成24年度の予算及び事業計画について説明がありましたが、委員の皆様、ご意見あるいはご質問などございますでしょうか。

委員 いくつかあるのですが、まず、千葉市の図書館のホームページが更新されたということで、ご説明をいただきまして、実際少し使ってみたのですが、より分かりやすくなっていて良かったと思います。

館内の検索機もキーワード検索などが出来て利用しやすくなっていると思いました。ただ、そこに図書館の方がそばについていただいて分からない時や迷っている時に説明をしていただくとより良かったかなと感じました。

リニューアルされたホームページの中の協同データベースですね、それもすごく興味あるものでしたし、千葉市の図書館にいろいろ質問があったところの事例集も見られて面白かったです。引き続きやっていただければなと思います。

私ども千葉市文庫連絡協議会では市政出前講座をお願いして、検索の講座の方をしていただいたんですけども、他に申し込みがあったのか、PRはどのようにされたのかをお伺いしたいと思います。

大人の見学ツアーの方も参加した人から話を聞きましたら大変良かったということで、要するに、ホームページに写真入りで紹介されていて、様子もよく分かりました。その市政出前講座の検索の講座についてお話をいただくとありがたいです。

委員長 よろしいですか。そうしましたら市政出前講座の件をお願いします。

事務局 いまご質問いただきました出前講座の件ですが、23年度中は1件でございます。それからPRですけれども、24年度は新しく講座などを募集したものを千葉市の方でまとめて公開するわけですが、図書館といたしましても図書館でこういった講座が行われていることをホームページなどからPRしていきたいと考えております。以上でございます。

委員長 はい。よろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 私もレファレンス協同データベースは見せていただいて、その中に地域関係の事例なども入っていてこういうのって良いよなと私も思いました。伊勢海老の漁獲高は千葉が一番なのです。そういうことが図書館を通して分かるというのはなかなか良いと思いました。他にいかがでしょうか。

委員 1ページに書いてある読書環境整備なのですけれども、24年度は調査をされるということで26万円が計上されております。26年度を目標として具体的な実施に向けて動いていくということなのですが、その予算はどの様にお考えなのでしょうか。

今回はこの26万円と言うような当初予算の額の中に当然入っているわけなのですが、実際に計画を実施するとすると相当な経費が見込まれるのではないかと思います。その場合に他の予算を食ってやるのか、それとも別に要求と言う形をとられるのか教えていただきたいのですが。

委員長 はい。では事務局お願いします。

事務局 26年度の作業として27年以降の第2次実施計画に盛り込むための作業を行うわけですが、その中に予算を伴う実施計画という内容が入ります。26年度作業としては予算化の作業ということで、新たな経費と考えていただきたいと思えます。

現行の図書館の運営経費以外に例えば施設の拠点化、新たなICTについて導入する場合は、新たな経費を算出するということになります。

委員長 よろしゅうございますか。

委員 分かりました。もう一点は4ページに記載されている、九都県市首脳会議というものが、初めて伺ったものでどういう趣旨でどういうメンバーあるいはネットワークが出来ているのかご説明いただきたいと思えます。

委員長 はい。お願いします。

事務局 情報資料課長今井でございます。九都県市首脳会議と言いますのは首都圏にあります都、県、それから政令指定都市の首長が集まりまして年2回いわゆる首都圏サミットというものを開催するものでございます。

この秋に開かれました首都圏サミットにおきまして、さいたま市長より、図書館の利活用につきまして九都県市で検討していつてはどうかと提案がなされまして、それを受けまして、ここに書いてございます「知識・情報資源としての図書館利活用研究会」という研究会を組織したものです。

具体的には九都県市の図書館が連携して例えば企画展示をしていくとか、あるいは情報交換をしていく、あるいはICTを使う図書館としての利用の新たなあり方、そういったものを研究するということで、たまたま本日2回目の研究会が開かれておりますけれども、これから具体的な研究テーマ、研究方法について協議を重ねていくものでございます。

そして今度の春、5月に次のサミット首脳会議がございますが、そこに中間報告をいたしまして、その次の秋、11月の首脳会議に最終的な研究成果を報告する、こういったスケジュールになっております。

具体的な動きといたしましては、この研究会の中で決められたテーマに沿いまして、ICTに関する検討や、あるいは秋あたりに九都県市合同の企画展示はこういったものをやりたいと示すというように考えております。

また、本市市長もこの会議におきまして、図書館に関しましては、前向きな発言をしておられるようですので、私ども事務方といたしましても市長の発言の意に沿うように研究、検討を進めてまいりたいとこのように考えております。以上でございます。

委員長 はい。ありがとうございます。よろしいですか。

委員 はい。

委員長 埼玉県は新たに図書館を、県立図書館を建てる構想が進んでいますので、知事としては関心が高いのだらうと思いますね。他にございますか。

委員 はい。済みませんが3点ほど。まず、最初に毎年この図書館協議会の3月の時には、年度内にどのようなことをしてきたとかという話があったかという気がしまして、私は今日、参加するにあたり、今回の23年度の図書館評価項目を決めたわけですので、その内容について、どのように具体的なことを図書館としてはやってきたかと言うお話があり、それについて私たちが日頃、このようなサービスがあったというようなことで、感謝を申し上げたりするかと思って準備をしてきていたのですが、それに関しては次の時にという形になるのでしょうか。

委員長 それも含めて答えていただけるようにいたしましょうか。よろしいですか。事務局。

事務局 今まで2月までのその年度の事業成果と申しますか、そういうものを皆さんに資料としてお配りしたと思うのですが、新年度に入ってから3月までに実際に実施した成果を協議会の方にまた報告させていただく、こういうふうに考えております。一つは、今までにやってきた2月までの意味が全くないとは思いませんけれども、やはり12か月分の成果ということ、特に予算執行の関係がありますので、そういう意味で年間を通しての事業報告を、年度が終わった後の新年度に入ってからまたご報告させていただきたいと考えております。以上です。

委員 分かりました。

委員長 よろしいですか。

委員 はい。まったく別のことですが、先ほどは委員長さんが被災の図書館をご覧になったとかというお話があって、私もそのような機会がありまして、宮城県の被災をした図書館を見るという機会があったので行ってきたので

すけれども、その中で感じたのは図書館の復興に図書館を大事に思っている方が情熱を持って取り組まれているという姿勢がすごく感動的でした。

このところすごく地震が多いです。この間なども震度5という地震があったりして、テレビでも首都圏で大きな地震があるのではないかとということが言われておるなど、非常に地震が身近なことっております。

図書館でもそうした防災について、色々な取り組みやマニュアルを作られていることとは思うのですが、例えば、私達はよく中央図書館に行きますが、あの大きい震災の時に、実際に窓ガラスが軋むのを見てきたりしたものですから、中央図書館のガラスは大丈夫だろうかとか、もちろん、耐震をしっかり考えて作ってあるとは思いますが、そういうことを含めて、防災という見地から訓練のようなものが計画されているのだろうかということをお伺いしたいと思います。

委員長 いかがでしょうか。

事務局 はい。まず、図書館単独での防災計画については、新たに作っているわけではございませんが、これまで火災等を含めた防災訓練を中央図書館に関しては生涯学習センターと一緒に計画を立てまして毎年訓練をしております。23年度も実施しております。

これからについてですが、市全体の防災計画を作り直しているところでございますので、それに併せて図書館の方も考えていきたいと考えております。

これは全図書館全体の共通項目でございます。

委員長 はい。事務局。

事務局 政令市の会議の際に仙台市さんに訊いたのですが、ガラスも大変気にはなるのですけれども、一番怖いのは上からの落下物が頭に当たるといことです。

実際、福島県立の図書館は随分と照明などが落ちたようです。ガラスも危険ですけれども、一番注意しないといけないのは、多分、落下物ではないかと思えます。相当揺れが大きいと、茨城空港で上から構造物が随分と落ちた映像が出ましたが、そうしたものが一番怖いと感じました。

対策というのは、特に補強するということは、大変難しいとは思いますが、職員はもちろんですが、利用者の方の頭部に対する安全対策をどうするか、具体的に何を考えるか、これは大変難しい問題であると考えまして、仙台市さんに何か対策を考えているか確認したのですが、やはり大変に難しく、対策は未だに出来てないということでした。以上です。

委員長 落ちてくるものを避けるのは難しいですね。福島県立図書館の話がありましたけれど、空調のダクト先端(吹出口)が相当数落ちているようですが、よく人に当たらなかったな、当たっていたら大変だったというように思いま

した。

今回の地震で落下物で怪我をしたというのは茨城県立図書館の警備員さんがサイドの壁が崩れ、その破片を頭に受けて頭蓋骨陥没に至ったということで、そのお一人が一番厳しかったようですね。あとは、本が落ちて怪我ということでは、かすり傷を負ったという方もいらっしゃるようです。

千葉市では、本が落ちて怪我を負うというケースは無かったでしょうか。やはり本も怖いという感がありますね。

同時に本が落ちると逃げ場がなくなるので、本が落ちているとなかなかそこを踏み越えては逃げるのは難しいですね。中央図書館では地震対策はなされているわけですよね。免震ではないかと思いますが。対応はされていると思いますが。

事務局 耐震化という意味では今年の3月の大地震では建物被害が一切なかったので、耐えられるかなど。ただ直下型については、正直不安があります。

委員 地域の図書館に関しては初めてのケースでしたので、あのよう大きな地震があった時にそれぞれの図書館でどのような緊急の対応をされたのかなというの、私の近くの図書館では放送があるわけでもないし、どんな対応だったのだろうかというようなところは、いかがだったのでしょうか。

事務局 今年の震災時の直接の対応としましては、建物の構造を職員は知っておりますので、図書館特有のということで、書架から離れてくださいというような呼びかけをして、地震が治まるのを待ったという状況でございます。

落ち着いた時点で建物被害等はほとんどなかったことから、実際に退避などを利用者へ呼びかけることはございませんでした。

実際に、震災当日は交通機関が麻痺しかけている中でも、夜にわたって心配もありましたので、17時をもって閉館したという状況でございます。

その後ですけれども職員、さらに避難路等の確認という意味での訓練を実施しております。

事務局 地区館を代表して当時の状況を申し上げます。3月11日の地震発生時当然全ての職員が訓練を毎年1回、地震だけでなく、火災と地震両方のケースで交替で実施しているかと思えます。館ごとに毎年行っていて、それに基づき、それぞれの避難誘導を行いました。

したがって、地震発生時には職員が非常勤も含めまして全ての職員が利用者を安全な場所に避難誘導したという報告を中央図書館にしております。

被害としては、書架からの本の落下が多少あったということでありまして。特に海側の部分について美浜図書館が非常に本の落下が多かったようですが、総じて申し上げますと、構造上、図書館は非常に丈夫に出来ていますので、他の建物よりも強固な造りになっておりますので、躯体部分の被害は無いに

等しい状況と報告しております。以上です。

委員長 はい。ありがとうございます。高梨委員さんがおっしゃるように地震が大分多くなってきているというか、首都圏でも大地震の可能性が高まっているという話もありますので是非、防災対策に関しては大きな柱として図書館でも取り組んでいただければと思います。大学の方はいかがでしたか。

委員 本の落下はかなりありましたけれども、無事に利用者を誘導して避難させております。

この件に関連して伺いた事項が3点ありまして、一つは帰宅困難者に対する対応をどのようにお考えなのか。図書館から出して帰宅困難者は受け入れませんということなのか。

もう一つはサービスを向上させていくなかで、開館時間を延長するということは、これから検討されていくかと思いますが、夜間に職員が手薄になった時の対応について、誘導も含めてどのようにお考えなのか。

それから、もう一点は全然話が違いますが、先ほどの予算に戻りますけれども、今回の予算は図書資料整備にかなりの予算が回っている。それは図書館システムの3千800万円の予算減が大きく効いているわけですが、この図書館システムの3千800万円減と言うのは、どういう理由でこういうことになったのか、例えば、システム関係の色々な設備の見直しで減になったのか、あるいは、年間費用の契約条件が変わって減になったのか、それをご説明いただきたい。

委員長 そうしましたら、最初は帰宅困難者とそれから夜間の対応について事務局をお願いします。

事務局 順番に説明させていただきます。帰宅困難者の対応についてですが、実際に対応した例から申し上げますと、昨年の震災の直後、対策本部の要請を受けまして中央図書館では、千葉駅に残られた方々の一部を受け入れました。

本来、帰宅困難者について対応するという対応方針がありませんので、その都度の要請に応じて対応したのが実際のところでございます。

先ほど帰宅困難者を今後どうするかということでは、対策等のマニュアルがまだ示されておりませんが、対策本部からの要請があれば職員が受け入れていくというところを考えております。

中央図書館の事例で申し上げますと、駅が近いということもありましたけれども、生涯学習センターの併施設設ですので、併せて受け入れたというのが実施条件でございます。合同で受け入れたということでございます。

課題と申しますか、図書館というスペースが帰宅困難者の受け入れに適しているかということでは、他に有効なスペースを持つ広いホールを持つ施設が実際は受け入れに適していたことから、中央図書館に関しては生涯学習

センターのホールを使って図書館職員と一緒に対応し、あとは、京葉銀行文化プラザ、市民会館等で受け入れたということでございます。

次に開館時間が延長している中での職員の対応でございますが、本来開館時間中はバックヤード等の事務職員を間引き、窓口対応を中心として職員が勤務しておりますので、その職員の中で震災時に対応しているということになると思います。普段後ろで働いている職員を当てにしないで対応するというようにしなければならないかと考えております。

次に予算の図書館システム関係の経費ですが、この内容は、今年3月に図書館システムの機器等の更新時期を迎えた際に、サーバ機のダウンサイジングなどにより、機能アップを図りつつも賃貸借の契約料が下がったことにより、新年度から単価が大幅に落ちているという結果がこの主な要因です。以上でございます。

委員長 はい。

事務局 済みません。地区館の方も。

地区図書館の帰宅困難者の対応でございますが、地域防災計画では図書館は避難所に指定されておられません。ですので、仮に図書館利用者で帰宅困難であった場合には図書館の近隣の避難所に職員が誘導するというような対応をとる予定しております。と言うのも避難所でない所に避難者がいらっしやっても対応が出来ません。要するに、支援物資等が来ませんので避難所に指定されている所にご案内するという対応でいこうというふうには考えております。ただ、中央図書館は先ほど申したように、生涯学習センターとの複合施設ですので、避難しても十分対応できると思いますけれども、図書館は、それ以前に帰宅困難になれば本が落ちていきますので、なかなかスペースを取るのが難しいと思っております。以上です。

委員長 はい。よろしゅうございますか。防災の関係は是非大きな柱として考えていただければと思いますが、予算の関係で1千700万円の図書費が増えているということですが、通常であれば、3千800万円は、そのまま市の予算に組み込まれてしまい、図書費は増えないということがあるわけですが、この中から1千700万円を取っていただいたというのは大変ありがたいことですので、そのことをお話をしておきたいと思っております。

普通は、予算額が下がると、その分は市の予算に組み込まれてしまい、図書館に予算を回してもらえないものなのですが、このように回していただけたということは、大変良かったというように思っております。

他はいかがでしょうか。

委員 この1ページのところで読書環境整備計画調査、24年度が市民意識調査や有識者からの意見聴取などを実施するとありますが、この市民意識調査というのは具体的にどのように実施されるのでしょうか。

委員長 はい。事務局お願いします。

事務局 利用者アンケートとさらにインターネットアンケート調査ということで、利用者以外のインターネットモニターの方々にアンケートを実施する予定でございます。以上です。

委員長 はい。よろしいですか。

委員 済みません。アンケートの話が出ましたので、そのことでお伺いしたいのですが、一昨年、それから今年と、利用者アンケートとインターネットアンケートを実施されたと思いますが、具体的にどのような意見があったのかということや、それからアンケートを実施してみて、それがどうであったから来年度の活動の計画をどのようにしようと考えているのか、アンケートを実施してみてというところでのお話を伺いたいと思います。

それから、昨年度と今年度、前の図書館協議会でも色々意見が出たと思いますが、手法などは、どのように変わったのでしょうか。

委員長 いかがでしょうか。事務局。

事務局 アンケートに関しては、今年度もアンケートを実施済みですが、まだ集計中ではございまして、内容については後ほどお知らせさせていただきたいと思っております。

次に、22年度と23年度のアンケートの調査方法についてですが、項目の絞り込み、それから、今年度、読書環境整備計画のために必要などころもありますけれども、開館日、開館時間の項目を特に設けて、質問を加えたということでございます。前回、ご指摘をいただきましたが、公民館図書室に関しては、今回は公民館図書室に限らず、公民館を利用する方々は地域に限られた方だということも分かっておりますので、どなたでもご利用いただける図書館の施設に限り、利用者アンケートを実施させていただいたということでございます。その点が違うところです。

委員長 よろしゅうございますか。

委員 今のお答えは、図書室がない公民館でも実施されたということでしょうか。

事務局 公民館と公民館図書室については、実施しませんでした。

委員長 よろしいですか。

委員 アンケートに関してというか、この平成24年度の市民意識調査の目的というのは、過去2回行われた市民意識調査と内容が少し変わってくるのではないかという気がするのですが、ここで行われる意識調査というのは、読書環境の整備計画を作成するための意識調査というように捉えればよろしいですか。

事務局 そのとおりでございまして、読書そのものの細かいサービスというよりも、市全体の読書環境に対する意見が把握出来るような項目にまとめていき

たいと思っております。

委員 分かりました。読書整備計画全体についての質問ですけれども、計画の主な内容のところでは図書館サービスの提供方法・体制というところで、事務局は新たな拠点を整備するためにというようなお言葉が使われたかと思うのですが、この整備計画というのは、千葉市の場合、図書館の整備のための計画は、例えば、空白地帯はどのような所で、どのような拠点が必要か、というようなことは、過去、私の記憶では、大変昔に一度計画が作られてからは、中央図書館の出来る時にその整備計画はあったかと思うのですが、もう一度千葉市の図書館の拠点やあり方がどういう形が良いのかということを見直していく計画だと考えてよろしいでしょうか。

委員長 事務局をお願いします。

事務局 はい。昭和47年に図書館網計画が策定されてそれを実施してまいったわけですが、これまでの経過で申し上げますと、政令指定都市に移行して、各区に一館ずつ地区図書館が出来て、平成13年に中央図書館構想でもって、中央図書館が市全体をカバーするというところで、中央図書館が出来まして、あとは、分館等を整備しつつ一応の形をみたというように整理したわけですが、依然として図書館サービスが届かない区域があるという課題がございます。したがって、そのような意味で第2次5か年計画では、花見川図書館の分館整備について、見直して先送りしたという経過がございますけれどもそのような経過を、今後、市全体の中で図書館網という考え方では見直すということで考えております。

花見川区に限らず、中央区の中でも、例えば問屋町については、人口が増加しておりますので、そのような分析が今後必要だと考えております。

委員 全体で見直すということですね。

事務局 はい。市全体の中で考えていきたいと思っております。

委員長 事務局の方としても、整備計画自体はもう一度見直すというようなことだと思いますけれども、協議会としても、やはり空白地帯はあるということになりますので、是非、この中に再検討をお願いをしたいという意見をお伝えしたいと思っております。よろしいですか。

では、私から3点の意見を申し上げます。

まず、2ページのビジネス支援コーナーをつくるということですが、是非ですね、当然ですけれども様々な部局と連携をして有効性のあるビジネス支援コーナーを作っていただきたいと思っております。

他の図書館を見ているとコーナーを作っておしまいで、後の手当てが何もないというような状況もあつたりしますので、そうした見地から、地域活性化という意味で他の部局、特に経済振興課などを含めて連携して、有意義なコーナーにしていいただければと思っております。

次に、3ページの子ども読書まつりが政令指定都市20周年記念事業になるということですので、「子ども読書まつり」は、市民の方も参加をされて頑張っている企画だと思いますので、是非、多くの市民の方に参加していただけるように工夫していただければと思います。

最後に、図書館協議会委員の改選に伴う公募委員さんを増員するということがありますが、これも色々な方の意見をお聞きするという事ですから、是非、良い方向で捉えていただきたいと思います。

以上3点を私からの意見ということでお伝えしたいと思います。

他の委員さんいかがでしょうか。

委員 あと、2つほど意見と念を押ししたいと思います。

まず、方針4の子どもの読書活動のところで、学校図書館のことでお伺いしたいのですが、図書館から学校に出向いて利用案内をしているとか、おはなし会をしているというようなお話がありましたけれども、今年度はどのくらいの回数で、内容はどうであったかということを具体的にお尋ねしたいと思います。

それから、これは、もしかしたら図書館の方ではないのかも知れないのですが、平成24年度から学校図書館関係の地方財政措置ということで、いわゆる司書の配置ということで150億円ですか、地方財政措置がなされるということになっておりますけれども、千葉市においてはどのようになるのでしょうか。

委員長 それでは、はい。

事務局 学校との連携につきましては委員のお話がありましたとおり学校訪問、それから説明会等を行っております。実際の実績につきましては、概ね22年度並みでございます。

今後の課題といたしましてはこういったことがあるということを中心に学校に効果的にPRしていかなければならないと考えております。24年度も引き続き基本的には同じでございますけれども、いま申し上げたとおりの形でPRに努めまして、こういった学校との連携をさらに促進してまいりたいと考えております。

もう1点お尋ねにありました、学校図書館財政措置の方ですけれども、学校図書館は私共と財政が違いますのではっきりしたお答えは出来ませんが、確かに財政措置されたことは確かでございます。

これは交付金というのではなく、地方交付税の特別交付税措置ということですので、これに関しましては、範囲費用と申しましょうか、そう言ったものが増えるということであり、私が聞いている範囲では、この範囲費用につきましては、千葉市において、既に一定の終息をしているということですので、今回のところで大きく変わるということはないというように聞いて

おります。ただ、これに関しましては、はっきりしたところは不明ですので、必要があれば担当部局に確認の上、お答えをしたいと思います。

委員 ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。あと1点ですか。

委員 あと1点、公民館図書室のことなのですが、図書館と公民館図書室との関わりということで、私が一番気になるのは選書についてなのですが、図書館の方から、どのような支援をされているのか、中央図書館だけではなく、地区図書館も関わっておられるのかなど、具体的に教えていただきたいと思っております。

委員長 事務局お願いします。

事務局 公民館に関しましては、図書室があることも考慮して人員配置をしていると思っておりますが、やはり、専門の司書がおるわけではございません。

従いまして、選書や資料の購入・選定などに関しましては、私ども中央図書館を中心に支援をしているところでございます。

また、選書からは離れますが、レファレンス等につきましても、公民館に難しい課題があった場合につきましても、中央図書館の方で対応いたしております。

また、地区図書館に関しましては、地域を束ねると申しますか、区を中心館ということになりますので、必要に応じて対応しているという状況でございます。

委員長 よろしゅうございますか。

委員 はい。

委員長 はい。他の委員さんはよろしいでしょうか。委員さん。

委員 何度も済みません。1ページのところのICT化への対応方針や導入計画についてということが、今後図書館にとって大きな事業のような感じがいたします。

最後のところの5ページのところでもICTの活用や施設の機能更新などということが書いてあるのですが、どうも私などから考えると、ICTのこの内容というのがどのように今までの図書館を変えていくのだろうかというところがとても分かりにくく感じます。

ICTが積極的に活用されるということは、利用する者にとってどうなるのか、図書館の今の機能が具体的にどのように良くなっていくのだろうか、ということが少々分かりにくいので、その辺りを具体的に教えていただきたいということです。

ICTのこれを進めるということと、例えば中央図書館などにインターネットに接続して情報を得ることが出来ないという状況がどのように関係していて、そうした状況も含めて、ICTの活用の方針ということなのか、

この中身についてももう少し具体的に教えていただければと思います。

委員長 事務局お願いします。

事務局 ICTということでひとくくりしますと色々な対応が出てきてしましますけれども、図書館の目指すべき方針というのは、国の方からもありますように今後もハイブリット化ということが求められると、引き続き、紙による書籍、それから、電子情報化された書籍、これを両方進めるべきというのが国の方針でございますので、充実する方向としては、ICT化を取り入れていかなくはなりません、紙による図書も引き続き整備していくという対応が必要と考えております。

ICTの方に関してですが、これまで図書館が財政当局等に要求してきた、インターネット環境の整備については、相変わらず認められておりませんので、単なる機器の整備として利用いただくということでは、今後も認められないと認識しております。

例えば有線LAN環境を整備することについても、大きな費用を伴う整備については認められませんが、もしも、無線LAN環境について、費用がかからない方法が見つかるようであれば、それを取り入れていくということとで何らかの方向づけをするということかと考えております。

最後に、電子書籍等の対応、それから、昨今は携帯端末等も普及しておりますので、これから、新たな取り組み、例えば他ではやっていないような取り組みというものについても今後検討してまいりたいと思います。

委員 他ではやっていない新たな取り組みというのは、どのようなことなのか分かりません。

インターネットに接続する環境はお金がかかって実現できないという現状がある中で、進んだ新たな取り組みとがどういうものなのか、私には理解できないのです。

委員長 事務局、いいですか。

事務局 一つにはデータベースというものが考えられます。

図書館で国会図書館のデータベース等を活用出来る環境、これはレファレンス等を行う図書館職員としても必要なサービスであります、それを利用者の方にも提供出来るような方法というのは取り入れていくべきだと考えております。

また、インターネット環境を実際に整え、端末については、利用者に持参していただくか、こちらで備えたものが使えるような環境を考えていきたいと思っております。

委員長 この読書環境整備計画の中で、どのようなICTを使ったサービスがあるかということを中心に整理して、その中で千葉市の図書館として、このような使い方があるという整理をしていく、というように考えた方が良いの

でしょうか。

事務局 ICTの対応という、ICTとは文字どおり情報技術だと思いますが、ノートパソコンやデスクトップのパソコンが図書館に置いてあって、ホームページが閲覧できたり、色々な調べものができる、一つのイメージで言うとスマートフォンですとか、いわゆるタブレット型端末がありますが、要するに固定型ではなく、例えば、そういうものを使った図書館サービスは何かあるか、委員長さんがおっしゃったように、具体的にこれをということを決めているわけではありません。

この計画の中で、いわゆる情報技術がどうやって進展していくかという先の見通しを持たないと、やはりこれから施設整備などを行っていく時に、そうした環境が、有線で繋がなくてもできてしまうわけです。

つまり、そうした情報技術の進展具合を見ながら、千葉市図書館としてどういう対応をしていくのかということを見据えて進めていかないと時代遅れになってしまうわけです。言葉が非常に難しいのですが、委員長がおっしゃったように、読書環境整備計画の中で、そうした情報技術の進展をどうやって図書館サービスの中に取り入れていくかということを検討していくということです。

具体的な中身については、この中で検討いたします。以上です。

委員長 いかがでしょう。よろしいですか。

委員 はい。期待したいと思います。

委員長 また協議会にも返されるということですので、その中でご意見をいただければと思います。他によろしいですか。

それでは次の議事に入っていきたいと思いますが、議事の2「千葉市図書館設置条例及び千葉市図書館管理規則の一部改正等について」事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 2の千葉市図書館設置条例及び千葉市図書館管理規則の一部改正等についてでございますが、6ページをお願いします。いずれも図書館協議会に関する規定を改正したものでございまして、条例については先の第1回定例会市議会で、規則については定例教育委員会会議において可決されましたので以下その内容をご報告させていただきます。

最初に(1)千葉市図書館設置条例の一部改正についてでございますが、改正の趣旨についてですが、昨年8月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」これにより自治体に対する義務付け枠づけなどの見直しが行われましてその中で図書館法の一部が改正されたことに伴うものでございまして、図書館協議会委員の任命の基準についてこれまで法律で定められていたものが、本年4月1日からは、昨年12月に公布されました文部科学省令で定める基準を

参酌して条例で定めることとされましたことから、その委員の任命の基準を定める他、規定の整備を図るために、条例の一部を改正したものです。

改正の内容ですけれども①の学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者を参酌基準と同様の規定にいたしまして、これまでの委員構成と変更はございません。

このほか、文言整理等のため、規定の整備を行ったもので、施行日は本年4月1日でございます。次に(2)千葉県図書館管理規則の一部改正等についてでございますが、7ページでございます。

改正の趣旨ですが、千葉県図書館管理条例の一部を前のページのとおり改正したことに伴いまして、千葉県図書館協議会運営規則を廃止することといたしまして、同規則に規定されていた協議会に関する事項を千葉県図書館管理条例に規定するとともに、協議会に専門的な事項を協議するための部会を設置することができる旨の規定を追加するほか、規定の整備を図るため、規則の一部を改正したものです。改正内容ですけれども①の部会の設置について、協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会に属する委員の互選によって選出する。部会長は部会の会務を掌理する。部会の議事の結果は、協議会へ報告し、その承認を得なければならない。副部会長の職務、部会の招集・議決基準について、協議会の規定を準用する。これらの規定を追加するほか、文言整理のため、規定の整備を行ったもので、施行日は本年4月1日でございます。

なお、この規定の追加により部会員に報酬を支払うことが出来ることになりましたので申し添えさせていただきます。この条例の改正に関して参考資料ということで、新旧対照表ということで資料を用意してございます。

1ページ目が図書館設置条例の一部改正ということで先ほど申し上げました4つの基準を条例に新たに設けたものでございまして、その他規定の改正ということでは第4条が変更になっております。

条例で定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めると、これを加えたことによりまして、次の説明にまいります。2ページ、規定の整備の都合上ですけれども、図書館管理規則の一部改正の第1条、これの根拠となりますのが、図書館設置条例第4条の規定に基づきという項目に変更してございます。

さらに、先ほど申し上げました、図書館協議会運営規則をこれは廃止したということを説明を加えたわけですが、条例の一部改正に委任規則を設けたということで、条例と規則の関係で言いますと、一条例につき一規則ということで、これまで図書館協議会運営規則と図書館管理規則が二本だったものを一本化したということが廃止の理由でございます。説明は以上です。

委員長 はい。ありがとうございました。

図書館法の改正というよりも、地域の自主性及び自立性を高める法律の改正に伴って図書館法が改正され、それをもって条例を変えている自治体が大変多くなっております。

その流れの中で改正がされているというようなことです。

部会の関係は後でまた説明があるということですね。このような形で協議会に関する条例が改正をされております。これが4月1日からというようなことでございます。今までは法律で決めていたのを今度は条例で決める。それが地域主体性だということですね。

事務局 ちなみに、図書館協議会だけではなく、例えば公民館の運営審議会など、同様の条例改正が法で決まっていたものを、条例で各分野を決めると、多分、関係条例が膨大にあると思いますが、教育委員会関係で申しますと、そういうものがありました。以上です。

委員長 部会の件はまた後で出てきますが、この図書館設置条例の一部改正と千葉市図書館管理規則の一部改正で何かございますか。委員さん。

委員 意見と言った方がいいと思うんですけども、協議会の案内をいただきまして、議事を見た際に、この条例の件と管理規則の一部改正等についての記載がありましたものですから、私は何のことかと思ひまして、実は事務局の方にお電話でお尋ねをしました。そうしましたらご丁寧に説明をしていただきましたが、言葉が難しくよく分からないのです。

例えばですが、参酌という言葉がありますが、これは私だけかも知れないですけども、法律等の言葉は非常に難しく、普段、私たちが使わない言葉も含まれていますので、やはり協議会の資料を事前にお送りいただいて、私たちが予習して参加できるようにしていただければと思います。

それからもう一つですが、今年度の第1回の協議会の議事録が多分まだ公表されていないと思います。前回どうだったかなと、その辺も予習をしていきたいのですが、それがありませんでしたので、その辺のところも是非お願いしたいと思います。

事務局 大変申し訳ありません。至急掲載できるように対応させていただきます。

委員長 参酌という言葉はあまり使わないですね。

委員 分からないです。辞書を調べました。

事務局 ただ、法令上の参酌と一般的な言葉での参酌では意味が違うのです。ですから辞書で参酌と引いても意味が違うのです。3つくらいあります。今日は持って来ませんでした。

委員長 事務局ありますか。よろしいですか

事務局 はい。参酌すべき基準と従うべき基準、それから標準という基準が出ています。

事務局　いまそれだけ言われても、おそらく分からないと思いますが、要するに参酌基準は、その3つの中で一番緩い基準です。

委員長　参考にしてくださいと。

事務局　そうです。絶対にこれの基準じゃないといけないということではないということです。

委員長　参考基準で良いのではないですかね。

事務局　参考は適切な法令用語ではないのですが、その中でいえば一番緩い基準です。

絶対この通りでなければならないという一番きつい意味がありますが、ここで言う参酌とは、これを標準にして何かを加えてもいいと、そのくらいの基準です。

委員　やはり私もよく分からなくて済みません。

図書館法が一部改正された内容というのは、資格に関しては、今までこのように文部科学省の方で規定されていたものがあるけれども、当該図書館を設置する地方公共団体に委ねるといったような内容になったと思うのです。

それを千葉市の場合は、文部科学省から出されている図書館法第12条で文科省が定めているものを千葉市の条例として適用するというように考えれば良いのでしょうか。

事務局　先ほど委員長さんがおっしゃっていたように、今までは、図書館法で例えば学校教育であるとか、社会教育であるとか、家庭教育であるとか、法上で分野を決めていたのですが、それを各自治体の条例で定めよというように変わったということですが、

委員　文部科学省の方に出ているものを千葉市の場合は適用したと。

事務局　また難しい用語になってしまうのですが、参酌すべき基準というのは国が示しているわけです。これは国の規則でその基準を示して、あとは自治体がそれを参酌して定めるべしというものです。

委員長　自主性があるので、新しい何か項目を入れても良いのかもしれないですね。

委員　このような条例の内容になれば、委員の人の資格の幅が広がるのでしょうか。それはあまり関係ないのでしょうか、今までと比べて。

事務局　図書館協議会などのいわゆる附属機関は、市長や教育委員会の諮問機関、自治法上の位置づけがあるのですが、協議会であるとか審議会の目的によると思います。公民館の附属機関もそうですが、ある程度、協議会や審議会でお願ひしたいと申しますか、それに期待する内容については、国で示した基準で良いのではないかという判断をして、条例改正を議会にお願いして、原案通り可決していただいたということです。

委員長　よろしいですか。委員さん。

委員 委員の任命の基準については参酌するという事になっているのですが、任期はどのように規定されているのでしょうか。

委員長 事務局お願いします。

事務局 これまでも条例の中で2年と定められておりますが、今回は資料作りに至らなかった点があり、記載を省略した箇所に2年という任期がそのまま規定されております。

委員長 第3条第4項のところでしたか。「略」になっている箇所に、2年という任期が入っております。よろしゅうございますか。

それでは、続きまして、議事の3に入っていきたいと思います。

図書館評価に関する部会の設置について事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局 資料の8ページをお願いします。図書館評価に係る部会の設置についてでございますが、23年度の評価作業は、作業部会として3人の委員さんに評価を行っていただきましたが、設置規定がございませんでした。

今回新たに設置規定が設けられたことから、新年度に入りまして、23年度分に関する評価を行っていただきたいと、今回から部会を設置して評価をお願いしたいと考えております。

実際の評価のスケジュールですが、次のページの図書館評価の23年度分スケジュールをご覧いただきたいと思います。

まず、4月に入りまして、事務局、図書館でもって23年度の事業実績の内容を固める調査を行います。4月一杯を目途に作業を行いまして次に事務局側で内部評価の作業となります。

その後、第1回の部会を開きましてその内容としては①の部会長、副部会長の選出をしていただきまして、その場で事務局から23年度の事業報告をさせていただき、次に内部評価結果を説明させていただいて、具体的な外部評価部会案の作成作業、検討に入っていただきたいと考えております。

その外部評価の内容を伴った評価案についてその後各委員さんに照会をさせていただきまして、その意見を反映したものについて、第2回部会を6月早々に開きまして、委員さんの意見を反映した部会としての評価を作成していただきたいと考えております。

その部会評価を、今の委員さんの任期は6月までですが、その任期の中で第1回協議会を開きまして、その場で再度事務局から事業報告をさせていただいて、それから内部評価、部会の評価結果を報告していただき、23年度図書館評価の協議をしていただき、その場で決定していただく、このような23年度分のスケジュールを考えております。

次に7月に入りましたら23年度分の評価ということで公表させていただきたいと思います。

次に7月以降の評価に関することですが、第2回協議会を新しい委員構成でもって、開催させていただき、改選に伴いまして、委員長、副委員長を選出させていただいて、その場で24年度の事業計画を説明させていただきます。また、図書館評価に関するシステム等を説明させていただいて、23年度分の評価結果を受け、24年度の評価項目を新たに作りますので、その場で報告させていただきたいと考えております。その評価項目を了承いただけましたら、8月には公表したいと考えております。

同じ作業の繰り返しということになりますが、この24年度の実績等を踏まえた評価の作業については、来年3月に開く第3回協議会で再度、部会を設置させていただいて、また次の4月からの作業をしていただきたいと思いますと考えております。以上が評価のスケジュールでお願いしたいと事項です。以上でございます。

委員長 はい。ありがとうございました。前回、外部評価を行ったわけですが、その中で課題が2つありまして、1つは部会を設けたことですが、部会と申しますか、いわゆるワーキンググループを設けたわけですがけれども、皆さんには手弁当で参加していただいて、調整をしながら審議していただいたというようなことがありました。

そういうことよりもきちんと部会として位置づけて関わっていただく方が良いたろうという事務局のご提案がありまして、今回、管理規則なども改正をして部会を設置するということですので、きちんと部会という名前で活動ができる状況になったということです。

もう1点は、22年度の評価を23年度に1年間かけて評価をしていくと、1年間空白が空いてしまうのです。空白が空いてしまい、次年度の予算に反映できないというような矛盾が生じておりましたので、できるだけ早く、年度が終わった段階で内部評価を実施し、それに対しての外部評価を与えて、そして次の年の予算に反映させるようにしていった方が、効率的なサービス展開になる、いいサービスに結びついていくのではないかなというように、今、スケジュールの説明があったということです。

ただ、このスケジュールは、非常にタイトなのではないかと思うのですが、そういうご提案ですとかご意見やご質問はございますでしょうか。はい。委員長さん。

委員 先ほどの説明の確認ですけれども、仮に部会を設置する場合は、年度毎というか、評価毎に部会を設置するのですか。

つまり、23年度の評価部会が一定の評価を出したところで解散して、次の年度にまた部会を設置するという形なのか、部会というものはずっと継続してメンバーは変わっていくものなのかその辺はいかがなのでしょう。

委員長 事務局お願いします。

事務局 はい。一定の役割という意味ではその年度の評価が決定しましたら、役割が終わるものと考えております。引き続き評価について、今回は偶然ではございますけれども、任期が変わる関係がありますので、今回設置された方々の任期は一旦切れてしまいます。ただ、来年度に関しては、もう一度、年度末に評価の作業をお願いするわけですので、その際に、皆さんが2年間の任期の中で続けていただくというように考えております。

事務局 一定のルールから言えば、部会が設置できるようになりましたので、必要に応じて部会を置くことができるということですから、評価の必要がある限り、部会はどのようなメンバーにするかは別にして、評価の部会を置くという意味決定がなされれば、解散することについても意思決定がなされるはずですので、任期とは関係なく、協議会のメンバーは変わっていきますけれども、継続している限りそれは有効であると思います。

委員さんは確かに任期が2年なので、そこで入れ替わりがあるかもしれませんが、基本的に部会は一旦設置すれば部会の廃止の決定がない限りは、継続するのが一般的なルールかと思えます。

委員長 よろしいですか。委員さん。

委員 このスケジュール表の8月のところに24年度評価項目公表となっておりますが、23年度の評価の公表までは理解できるのですが、この時期に評価項目を公表する、要するに、23年度の評価が終わりました、次、24年度の評価項目を決めます、という時に具体的にどのような、例えば、部会であるとか、作業があるのでしょうか。

8月に公表できるのかなと思いましたがものですから。

委員長 事務局お願いします。

事務局 23年度の結果を反映した24年度の評価項目自体は図書館側が考えるものですので、それについて第1回、7月の図書館協議会で説明させていただいて、ご了承いただければ公表ということになります。

協議していただいた上で、それを反映し、さらに反映する必要があるという意見がありましたら、さらに検討を加え、作業を含めまして、速やかに公表していくということで、その際には図書館協議会を再度開かずに照会させていただいて作成したいと思っております。

委員 わかりました。

委員長 これはもうちょっとずれるという可能性もありますよね。評価の項目の公表に関しては、他はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは具体的に図書館協議会に外部評価をお願いしたいということがございますので、去年と同じように図書館評価の部会を設置したいと存じますが、よろしゅうございますか。よろしいですか。

委員 はい。

委員長 それでは、評価の部会を設置することにいたします。

それで、部会員に関しましては、私の方で指名が出来るということになっておりますので、私の方で案をもっております。

前回、作業部会に関わっていただいたのは、私のほか、委員さんと委員さんがいらっしゃいますが、その3人だけでなく、部会は4名で構成をしたいと思っておりますので、公募の委員さんに入っていて、色々な意見を言っていただくというのが良いと思います。具体的には委員さんですけれども、この4名で部会を構成をしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。それで私は良いのですが、3人の方よろしいですか。

委員 はい。

委員長 よろしく申し上げます。部会の名称ですけれども、外部評価部会という名称にしたいと思っておりますがこちらもよろしゅうございますか。

それでは、5月中旬からは部会を開いてですね、図書館がやった内部評価を評価していきます。お忙しい中、申し訳ありませんが、よろしくお願いをいたします。

この件に関して他の委員さんよろしゅうございますか。

委員 はい。

委員長 それでは最後ですが、会議次第の第3で「その他」がございますが、事務局の方からございますでしょうか。

事務局 特にありません。

委員長 はい。入江館長さんと山本館長さん、この3月でご退任ということでございますので、色々と入江館長さんそれから山本館長さんにはお世話になりました。是非、一言。

事務局 (挨拶)

委員長 ありがとうございます。残念ではありますが、定年退職では仕方がないことかなと思います。こらからのご活躍をお祈りしています。

他の委員さん協議会に出いていただいて折角ですのになにかありますか。

委員 ちょうど今、学校現場は学年末で非常に忙しい時期でその合間を縫って参加をしたのですが、やはり図書館のこと、学校図書館の方も司書や図書指導員が小学校には2日間、中学校には4日間おるんですけれども、それをフルに活躍してもらいながら、一層の活性化を図書得館協議会で得たものを学校の方にも少しずつ反映させていきたいと感じております。今日はありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。やはり忙しいですね。

他の協議会を見ている先生は出て来られないのが実際かなと思います。

委員さんいかがでしょうか。

委員 婦人会の方から参加させていただいておりますけれども、会長の方がとて

も図書館協議会に興味を持っておりまして、任期がきましたら会長と代わってもらいたいと思います。私も勉強させていただきましたが、会長の方がもっと詳しく勉強しておりますので意見を反映できると思います。ありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。またよろしくお願いします。

他の委員さん、いかがですか。

委員 先ほども退職の話が出ましたが、私も仲間もそろそろ退職しております。聞いていると、やはり図書館へ結構行っているようで、図書館というのは地域の福祉とか情報発信の拠点になるのだらうなと思っているのですよね。

そこへ行くと地域の情報が得られるとかそういうことで彼らも行っているのだらうと思うのです。

ただ、そこで彼らが不満に思っていることが一つありましてですね、図書資料の予算を削られて、最近新聞がないとか、そういう不満を言っている方を多く見かけられまして、多分図書資料費の問題だらうというような話をしているのですけれども、どうしてもそういうところで時間を過ごすことが多くなって来ますと、それから、目の手術をしまして、視覚障害のような状況が続いたので、それでも本を読みたいと思うわけです。そうすると、妻に言って、カセットやCDを借りてきてくれと言うのですけれども、テープは聞きづらいとか使いづらい部分がありまして、今はかなりCDに代わった部分が多いようですが、先ほどもICTの問題で、タブレットで見られるなどというお話をされておりましたけれど、やはり視覚障害ですとそういうのも見られないのです。

耳で聞く小説というのはものすごく自然な音なのです。すごく新鮮で、映画を見ているというか、そういう雰囲気、ナレーターの方々もそういう人たちだったというのもあったのでしょうけれども、ものすごく新鮮で、耳で聞く小説はこんなに新鮮なのかと思って、一時期かなりはまりました。

ただ、自分の好きな作家の作品が少ないということが残念だと思いました。そういうことを希望したいと思いついて、こういう機会に言わせていただきました。

委員長 ありがとうございました。目の方お大事にしていただければと思います。

他の委員さんよろしいですか。それでは以上をもちまして本日予定をしておりました議事に関しましては終了をいたしました。限られた時間の中で貴重なご意見本当にありがとうございました。皆様のご意見を、是非、図書館サービスに反映させていただければと思っております。

これで議事の方を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。これもちまして平成23年度第2回千葉市

図書館協議会を終了させていただきます。

<閉会>